

職 発 第 1004004 号

平成14年10月4日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

( 公 印 省 略 )

いわゆる「医局による医師の派遣」と職業安定法との関係について

標記については、前国会の厚生労働委員会等において議論となったところであり、文部科学省の協力を得て、その実態調査を実施し、これを踏まえて、いわゆる「医局による医師の派遣」に関する見解（以下、「見解」という。）を別添1のとおり取りまとめ、既に連絡したところであるが、実態調査及び見解をもとに「医局による医師の派遣」について類型化し、それぞれについて職業安定法との関係を記2のとおり整理したので、よろしく御了知願ひ、今後、関係者に対する周知、指導方よろしく願ひする。

#### 記

##### 1. 「医局による医師の派遣」について

「医局による医師の派遣」とは、大学のいわゆる医局の医局長等が医局に勤務経験のある医師と当該医局の関連病院との調整役となって、当該医師を当該関連病院に勤務させることをいう。

注1) 医局とは、大学の医学部の教授を中心とした講座、大学の付属病院の診療科に所属する医師の集団を指す言葉として使われており、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではない。

また、医局の構成員としては、教授、助教授、講師、助手（以上大学の定員内職員）、医員（大学の定員外職員）、大学院生、研修医（インターン制廃止後の医師法第16条の2に規定されている臨床研修（2年間の研修）中の者であり、その労働者性については、労働実態を踏まえ個

別具体的に判断されることとなるが、一般的に労働者に該当するものと考えられる。)、関連病院医師(医局によっては含まない場合もある。)等から構成されているのが通例である。

注2) 医局長は、通常、助手、講師の中から選ばれており、医局の構成員の関連病院等への紹介についての関係者との調整、医局における研究費の配分等医局内の調整、医局間の連絡調整等を行っているのが通例である。

注3) 関連病院とは、医局に在学又は在勤した者が勤務している又は勤務したことがある病院の意味で使われている。特定の病院が恒常的に関連病院であるわけではなく、一人でもそのような者が勤務することにより関連病院としているのが通例である。

## 2. 「医局による医師の派遣」の類型について

「医局による医師の派遣」を類型化し、職業安定法との関係を整理すると、次の(1)~(3)のとおりである。

### (1) 大学病院に勤務する医師又は勤務していた医師の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学病院に勤務する(勤務していた)医師に対し、いわゆる関連病院を紹介し、当該医師がその自由意思に基づき関連病院に就職することは、職業紹介に該当するが、「企業が現に雇用する(雇用していた)労働者に対し、次の職場をあっせんすることと同様と認められる限り」は、業として行われている(「労働者供給事業業務取扱要領」第1の1の(2)のロを参照。)と判断されず、職業紹介事業の許可を必要としない。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し職業紹介事業の許可(当該医局の属する大学の卒業生の場合は、届出)が必要である。

ロ 医局長等が大学病院に勤務する(勤務していた)医師に対し、関連病院を紹介し、当該医師が医局長等からの指示・命令により関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがあり、また、それらを反復継続的に遂行している場合には、職業安定法上禁止されている労働者供給事業に該当する恐れがあるので、当該医師が医局長等からの指示・命令でなく、その自由意思に基づき当該関連病院に就職するように注意を促し、その是正指導等を行う。

ハ なお、「自由意思」とは、他から束縛されない自らの考えをいい、具体的には、封建的な親分子分の関係、組織上の上下関係で上司からの命令に服従する関係といった支配従属関係の有無により判断される。上司

からの一方的な意思により就職先をあっせんする場合、就職先をあっせんしたがそれを断ったときに以降就職先をあっせんしないこととすることなどの制裁を伴う場合などについては、個別具体の事実関係等から判断する必要があるが、自由意思の束縛につながる可能性があると考えられる。

## (2) 研修医の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学病院で臨床研修中の研修医に対し、各大学で策定されている研修プログラムに基づき、研修先として関連病院を紹介し、当該研修医がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、職業紹介に該当するが、「職業能力開発の一環として行われていると認められる限り」は、業として行われていると判断されず、職業紹介事業の許可を必要としない。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し職業紹介事業の許可（当該医局の属する大学の卒業生等の場合は、届出）が必要である。

ロ 医局長等が研修医に対し、関連病院を紹介し、当該研修医が医局長等からの指示・命令により当該関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがあるが、各大学で策定されている研修プログラムに基づき、研修先として関連病院を紹介している場合には、職業能力開発の一環として行われているものとして、通常は業として行われていると判断されず、労働者供給事業には該当しないと考えられるものである。

## (3) 大学院修了生等の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学院修了生等に対し、関連病院を紹介し、当該大学院修了生等がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、一般的にその学生に対し、大学として職業紹介を行うものと認めるのが適当である。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し無料職業紹介事業の届出が必要である。

ロ 医局長等が大学院修了生等に対し、関連病院を紹介し、当該大学院修了生等が医局長等からの指示・命令により関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがあり、また、それらを反復継続的に遂行している場合には、職業安定法上で禁止されている労働者供給事業に該当する恐れがあり、当該大学院修了生等が医局長等からの指示・命令

でなく、その自由意思に基づき当該関連病院に就職するように注意を促し、その是正指導等を行う。

(4) その他

(1)～(3)以外の事例については、(1)～(3)の考え方並びに労働者供給事業業務取扱要領及び民営職業紹介事業の業務運営要領等により判断するが、(1)～(3)の事例も含め、いずれの場合も、個々の事例が職業紹介事業や労働者供給事業に該当するか否かについては、個別具体の事実関係等に即した総合的な判断が必要である。

また、いずれの場合も、大学が当該大学の学生等に対して、職業紹介事業を行っているときには、「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」(平成14年4月1日付け職発第0401067号)により、適切に事業が運営されるよう指導等を行う。

3. 大学医学部等への周知・指導及び実態調査について

- (1) 「医局による医師の派遣」が適正に運営されるように、見解及び本通達をもとに大学医学部等(医科大学及び歯学部を含む。以下同じ。)への周知、指導を行うとともに、「医局による医師の派遣」の実態把握のための調査(以下「実態調査」という。)を実施し、必要な指導・監督を行うこと。

なお、大学医学部等に対する説明用の資料を別添2として送付するので参考とされたい。

- (2) 実態調査は、1つの大学につき少なくとも1医局を行うこと。  
(3) 大学医学部等への周知・指導及び実態調査は平成14年10月4日以降、年度内に実施することとし、周知・指導の実施状況及び実態調査結果は平成15年3月10日までに本省へ報告すること。

なお、上記期限までの間、適宜、進捗状況の報告を求めることがあるが、本年12月16日までに中間的に実施状況を本省へ報告すること。

「労働者供給事業業務取扱要領」第1の1の(2)のロ

ロ 「業として行う」の意義

- (イ) 「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1回限りの行為であったとしても反復継続の意思をもって行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思をもって行われていなければ、事業性は認められない。
- (ロ) 具体的には、一定の目的と計画に基づいて行われるか否かによって判断され、営利を目的とする場合に限らず、また、他の事業と兼業して行われるか否かを問わないものである。
- (ハ) しかしながら、この判断も一般的な社会通念に則して個別のケースごとに行われるものであり、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定にとって重要な要素となる。例えば、①労働者の供給を行う旨宣伝、広告している場合、②事務所を構え労働者供給を行う旨看板を掲げている場合等については、原則として事業性ありと判断されるものであること。

## いわゆる「医局による医師の派遣」について

平成14年7月31日

厚生労働省

### 1 実態調査の実施

いわゆる「医局による医師の派遣」については、平成14年6月27日から7月26日の間、7大学19医局のいわゆる医局長等及び他の病院に勤務する医師4人に対し、実態を聴取したところであり、その概要は別紙のとおりである。

### 2 実態調査結果と職業安定法の関係

本実態調査結果は、職業安定法との関係において、以下のように整理される。

- (1) 病院に勤務する(勤務していた)医師に対し、いわゆる関連病院を紹介し、当該医師がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、企業が現に雇用する(雇用していた)労働者に対し、次の職場をあっせんすることと同様と認められる限り、業として行っていると判断すべきものではない。
- (2) 研修医(医師法に規定する臨床研修医)に対し、各大学で策定された研修プログラムに基づき、研修先として関連病院を紹介し、

当該研修医がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、職業能力開発の一環として行われるものと認められる限り、業として行っていると判断すべきものではない。

- (3) 病院と雇用関係にない大学院修了生等に対し、関連病院を紹介し、当該大学院修了生等がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、一般的に大学が当該大学の学生に対し職業紹介するものと同様であり、業として行っている場合には、職業紹介事業に該当すると判断できる。

(注) なお、この場合、大学は無料職業紹介事業の届出を行い、無料で職業紹介事業を行うことができるものである。

- (4) いずれの場合も、個々の事例が職業紹介事業や労働者供給事業に該当するか否かについては、個別具体の事実関係等に即した総合的な判断が必要である。

### 3 今後の対応

今後、厚生労働省としては、大学及び「派遣先」病院に対し、労働者供給事業を含め、職業安定法上の問題が生じないように上記の職業安定法との関係に関する整理について周知を図り、必要な指導を行うこととしている。

## いわゆる「医局による医師の派遣」実態調査結果(概要)

### 1 いわゆる医局の医師

#### ① 大学病院に勤務する医師について

- ・ いわゆる関連病院からの医局長等に対する推薦依頼を受け又は医局長等の判断により、医局長等が適当な者に応募勧奨する。本人が自由意思により、勤務先を決定する。
- ・ 採用後は、大学との雇用関係は終了し、受入れ先病院に雇用され、その雇用期間は個々により異なる。

#### ② 関連病院に勤務する医師について

- ・ 次の勤務先については、本人がみつける場合もあるが、現に勤務しているものとは別の関連病院からの医局長等に対する推薦依頼を受け又は医局長等の判断により、医局長等が適当な者に応募勧奨する。
- ・ 本人が医局長等に希望を申し出る場合やヒアリング等で本人の希望等をあらかじめ聴取する場合もみられる。
- ・ いずれのケースにおいても、本人が自由意思により、勤務先を決定する。

### 2 研修医(医師法第16条の2に規定する「臨床研修」中の者)

- ・ 2年間の初期研修のうち、当該大学における勤務と予め定められている研修プログラムに基づく関連病院(複数の場合もあり)における勤務がある。
- ・ 勤務する関連病院については、医局長等が本人の希望等を踏まえ提示し、研修生どうしの話合い等を通じ、本人が自由意思により、勤務先を決定する。
- ・ 関連病院での勤務の間は、大学との雇用関係は終了し、当該病院に雇用される。
- ・ 研修修了後は、1の②と同様に次の勤務先を決定する。

### 3 大学院生等

- ・ 大学院修了後は、引き続き大学で研究する者のほか、関連病院で勤務する者等さまざまであるが、関連病院で勤務する場合は、1の②と同様に次の勤務先を決定する。
- ・ 大学院生に対するアルバイトとして、関連病院等を紹介する場合もある。



## いわゆる「医局による医師の派遣」と 職業安定法との関係について

この資料は「医局による医師の派遣」と職業安定法の規制との関係をとりとめたものです。詳しくは、都道府県労働局又はハローワークの民間需給調整担当及び学卒担当までおたずね下さい。

# 目 次

1	「医局による医師の派遣」とは	1
2	職業安定法とは	1
3	職業紹介の概要	2
4	労働者供給の概要	3
5	「業として行う」とは	4
6	「自由意志」とは	5
7	「医局による医師の派遣」の類型	6

## 1 「医局による医師の派遣」とは

「医局による医師の派遣」とは、大学のいわゆる医局の医局長等が医局に勤務経験のある医師と医局の関連病院との調整役となって、その医師をその関連病院に勤務させることをいいます。

## 2 職業安定法とは

職業安定法は、

①ハローワークその他の職業安定機関による職業紹介事業等の実施

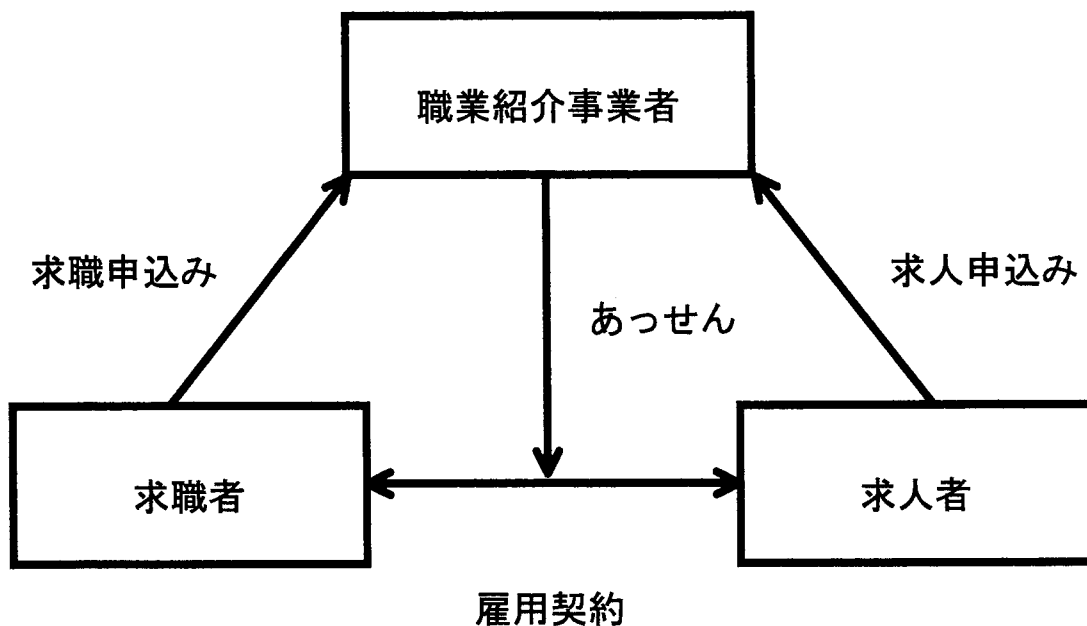
②民間職業紹介事業等の適正な運営の確保

により、各人に能力に適合する職業に就く機会を与え、職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とし、職業紹介等に関する様々なルールを定めています。

これらのルールのうち、「医局による医師の派遣」に関するものについて、次項以下で解説することにします。

### 3 職業紹介の概要

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。この場合、あっせんとは、求人者と求職者との間に介在し、雇用関係の成立が容易に行われるよう第三者として便宜を図ることをいいます。

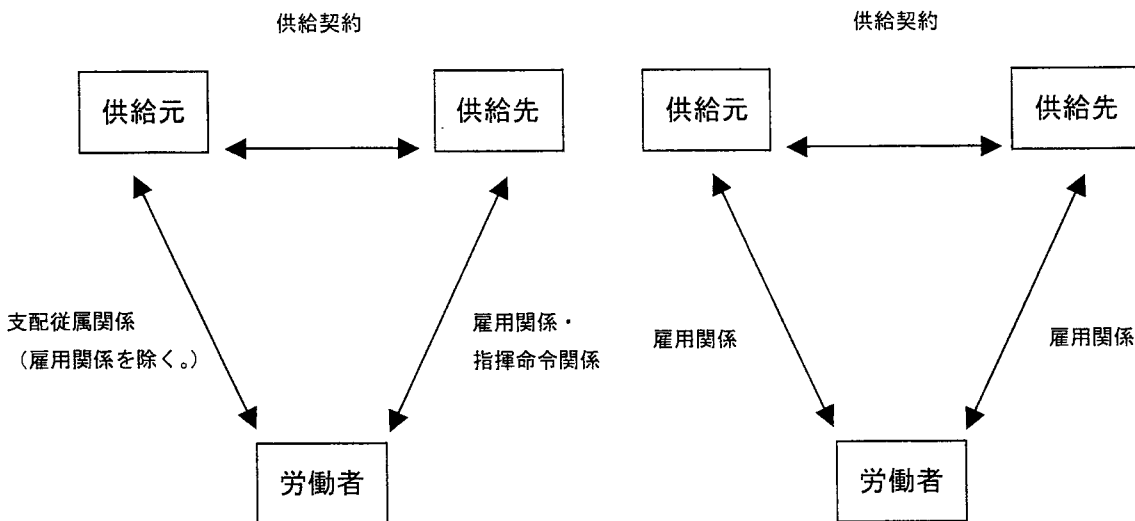


これを「業として行う」(P 4 参照) 場合には、許可等の手続きが必要です。

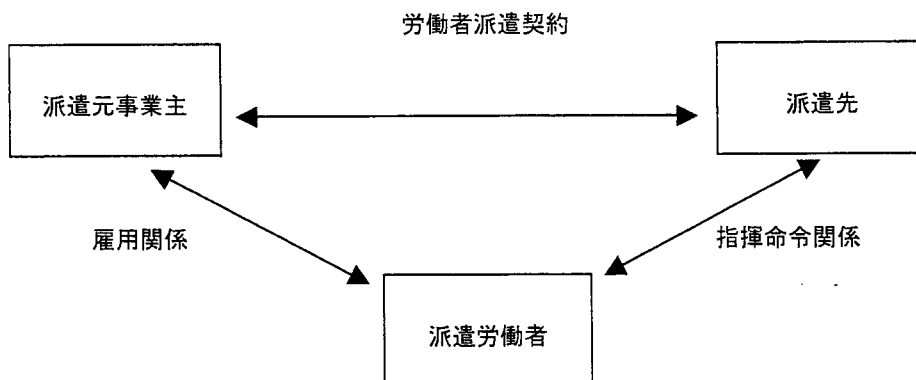
職業紹介事業には、有料職業紹介事業と無料職業紹介事業の2種類があります。有料職業紹介事業については許可制、学校等の行う無料職業紹介事業については届出制、それ以外の無料職業紹介事業は許可制となっています。

## 4 労働者供給の概要

労働者供給とは、供給契約に基づき労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣（※）に該当するものは含まれません。労働者供給事業は、労働組合法の労働組合、職員団体、労働組合の団体等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合のほかは、全面的に禁止されています。



※ 労働者派遣とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることをいいます。



## 5 「業として行う」とは

- (1) 「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1回限りの行為であったとしても反復継続の意思をもって行えば事業性がありますが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思をもって行われていなければ、事業性は認められません。
- (2) 具体的には、一定の目的と計画に基づいて行われるか否かによって判断され、営利を目的とする場合に限らず、また、他の事業と兼業して行われるか否かを問わないものです。
- (3) しかしながら、この判断も一般的な社会通念に則して個別のケースごとに行われるものであり、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定にとって重要な要素となります。例えば、①労働者の職業紹介、労働者供給を行う旨宣伝、広告している場合、②事務所を構え職業紹介、労働者供給を行う旨看板を掲げている場合等については、原則として事業性ありと判断されます。

## 6 「自由意思」とは

「自由意思」とは、他から束縛されない自らの考えをいい、具体的には、封建的な親分子分の関係、組織上の上下関係で上司からの命令に服従する関係といった支配従属関係の有無により判断されます。上司からの一方的な意思により就職先をあっせんする場合、就職先をあっせんしたがそれを断ったときに以降就職先をあっせんしないこととすることなどの制裁を伴う場合などについては、個別具体の事実関係等から判断する必要がありますが、自由意思の束縛につながる可能性があると考えられます。

## 7 「医局による医師の派遣」の類型

「医局による医師の派遣」と職業安定法との関係を類型化し、整理すると、概ね次のとおりです。

### (1) 大学病院に勤務する医師又は勤務していた医師の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学病院に勤務する（勤務していた）医師に対し、いわゆる関連病院を紹介し、その医師がその自由意思（「自由意思」については、P 5 参照）に基づき関連病院に就職することは、職業紹介に該当しますが、「企業が現に雇用する（雇用していた）労働者に対し、次の職場をあっせんすることと同様と認められる限り」は、業として行われている（「業として行う」については、P 4 参照。）と判断されず、職業紹介事業の許可を必要としません。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し職業紹介事業の許可（その医局の属する大学の卒業生等の場合は、届出）が必要です。

ロ 医局長等が大学病院に勤務する（勤務していた）医師に対し、関連病院を紹介し、その医師が医局長等からの指示・命令により関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがあり、また、それらを反復継続的に遂行している場合には、職業安定法上禁止されている労働者供給事業に該当する恐れがありますので、その医師が医局長からの指示・命令でなく、その自由意思に基づき関連病院に就職するようにしなければなりません。



## (2) 研修医の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学病院で臨床研修中の研修医に対し、各大学で策定されている研修プログラムに基づき、研修先として関連病院を紹介し、その研修医がその自由意思に基づき関連病院に就職することは、職業紹介に該当しますが、「職業能力開発の一環として行われていると認められる限り」は、業として行われていると判断されず、職業紹介事業の許可を必要としません。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し職業紹介の許可（その医局の属する大学の卒業生等の場合は、届出）が必要です。

ロ 医局長等が研修医に対し、関連病院を紹介し、その研修医が医局長等からの指示・命令により当該関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがありますが、各大学で策定されている研修プログラムに基づき、研修先として関連病院を紹介している場合には、職業能力開発の一環として行われているものとして、通常は労働者供給事業には該当しないと考えられます。

(3) 大学院修了生等の関連病院への紹介

イ 医局長等が大学院修了生等に対し、関連病院を紹介し、当該大学院修了生等がその自由意思に基づき当該関連病院に就職することは、一般的にその学生に対し、大学として職業紹介を行うものと認めるのが適当です。

業として行われる場合には、職業紹介事業に該当し無料職業紹介事業の届出が必要です。

ロ 医局長等が大学院修了生等に対し、関連病院を紹介し、当該大学院修了生等が医局長等からの指示・命令により関連病院に就職することは、支配従属関係の下で就職先のあっせんを行ったとみなされる疑いが強く、労働者供給に該当する恐れがあり、また、それらを反復継続的に遂行している場合には、職業安定法上で禁止されている労働者供給事業に該当する恐れがあり、その大学院修了生等が医局長等からの指示・命令でなく、その自由意思に基づき関連病院に就職するようにならなければなりません。

(1)～(3)以外の事例については、(1)～(3)の考え方などにより判断しますが、(1)～(3)の事例も含め、いずれの場合も、個々の事例が職業紹介事業や労働者供給事業に該当するか否かについては、個別具体の事実関係等に即した総合的な判断が必要です。

また、いずれの場合も、大学がその大学の学生等に対して、職業紹介事業を行っているときには、「学校等の行う無料職業紹介事業について」(※)に留意し、適切な事業の運営を行うこととなります。

#### ※ 学校等の行う無料職業紹介事業について

(1) 職業紹介の対象者

その学校等の学生及び卒業者（修了者）

(2) 無料職業紹介事業の届出

学校等の所在地を管轄する公共職業安定所に届出

届出後、届け出た事項に変更があった場合は、その都度、変更の届出が必要

(3) 職業紹介事業報告書の提出等

所定の様式による公共職業安定所への事業報告書の提出義務

（毎年5月末まで）